

平成30年第2回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成30年5月23日）

---

（午前9時52分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、平成30年歌志内市議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番湯浅礼子さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会は、本日1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案2件、報告2件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成30年第1回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

### 報 告 第 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等の施行に伴い、歌志内市税条例の改正を要することになりました。このため、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページへ参ります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、歌志内市税条例の一部を改正する条例。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の6ページをごらん願います。

歌志内市税条例の一部改正に関する資料ですが、このたびの改正は地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日までに施行が必要な部分について、専決処分により改正をしたものでございます。

第20条は、年当たりの割合の基礎となる日数の規定でございます。これは、第48条及び第52条の改正に伴い、規定を整備するほか、国から示される条例の例に倣い、所要の規定の整備を行うものでございます。第24条の個人の市民税の非課税の範囲から第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等までの規定につきましては、いずれも地方税法等の改正に伴い、引用条文や文言等を整備するものでございます。

第48条は、法人の市民税の申告納付の規定でございます。第52条の改正等に伴い、規定を整備するほか、法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、国税における取り

扱いを踏まえ、申告納付すべき法人税割額から控除する規定を整備するものでございます。

第52条は、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定でございます。納期限延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後、さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付がされていた部分の期間は、控除して計算する規定を整備するものでございます。

第53条の7は、特別徴収税額の納入の義務等、資料7ページの第54条は、固定資産税の納税義務者等の規定でございます。いずれも地方税法施行規則の改正に伴い、引用条文を整備するものでございます。

附則第3条の2は延滞金の割合等の特例、附則第4条は納期限の延長に係る延滞金の特例の規定でございます。第48条及び第52条の改正に伴い、規定を整備するものでございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定でございます。地方税法の改正に伴い、軽減割合の変更や引用条文を整備するとともに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の減額措置を講じるため条文を追加するもので、特定割合は参酌基準の割合をもって規定するものでございます。

資料の8ページに参ります。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございます。地方税法施行令等の改正に伴い、引用条文を整備するものでございます。

附則第11条は、土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の規定でございますが、特例期間の延長に伴い、規定を整備するものでございます。

附則第11条の2は、平成28年度または平成29年度における土地の価格の特例の規定でございますが、特例期間を平成31年度、平成32年度も実施する規定を整備するものでございます。

附則第12条の宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例から、資料9ページの附則第15条の特別土地保有税の課税の特例までの規定につきましては、いずれも特例期間を平成30年度から平成32年度まで延長することに伴い、規定を整備するものでございます。

以上で資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則（施行期日）。

第1条、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附則第2条及び第3条は、市民税、固定資産税に関する経過措置で、いずれも適用区分に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第3号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は、報告のとおり承認されました。

## 報 告 第 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、上歌地区の市有地にある旧縫製工場の建物が雪害で一部崩壊したことにより、残骸が風等の影響で道道及び歩道、バス停方向へ飛散するおそれがあり、二次災害も想定されることから、早急に残骸の撤去及び飛散防止対策を施す必要が生じました。このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分をしたものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、平成30年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

次ページをお開き願います。

平成30年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

平成30年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、変更なし。

2項は、省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費、13節委託料200万1,000円の増額補正は、提案理由でも申し上げましたが、上歌地区の市有地に建設されていましたが旧縫製工場の建物が雪害により一部崩壊したことに伴い、残骸が風等の影響で道道及び歩道、バス停方向へ飛散し、二次災害が想定されたことから、残骸の撤去及び飛散防止対策を施すための委託料であります。

この建物は、有限会社弘信が所有していた建物であります。同法人は平成27年7月9日に破産手続を開始し、平成28年3月17日に破産手続廃止決定、翌18日の法人登記の閉鎖

により法人として既に消滅しています。また、この建物は同法人の破産管財人から不動産放棄に係る許可申請が行われ、平成27年12月24日付で札幌地方裁判所滝川支部から許可決定がなされており、現在この建物の所有者は不明、不在の状況となっております。このため、二次災害防止のため、土地所有者が行う対策として必要最小限の飛散防止対策等を講じたものであります。

なお、残された本体部分の取り扱いについては、土地所有者として公益性や危険性などを考慮しながら対応することとしております。

次に、15款1項1目とも予備費200万1,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

以上で報告第4号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第4号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は、報告のとおり承認されました。

## 議案第27号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 議案第27号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第27号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例等の一部を改正する条例。

歌志内市税条例の一部改正。

第1条、歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料1ページをごらん願います。

歌志内市税条例等の一部改正に関する資料ですが、主な改正内容は、個人市民税の基礎控除等の見直し、たばこ税の税率の引き上げ等の見直しに伴う規定の整備でございます。

第23条は、市民税の納税義務者等の規定でございます。人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しないこととする規定を整備するもので、地方税法第294条第1項、同条第8項に基づき、平成32年4月1日から適用するものでございます。

第24条は、個人の市民税の非課税の範囲の規定でございます。給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振りかえに伴い、合計所得額を基準としている障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件や均等割非課税限度額の引き上げ、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定を整備するもので、地方税法第295条第1項及び地方税法施行令第47条の3に基づき、障害者等に対する非課税措置の合計所得要件及び均等割非課税限度額の引き上げは平成33年1月1日から、控除対象配偶者の定義の変更は平成31年1月1日から適用するものでございます。

第34条の2は、所得控除の規定でございます。基礎控除額に所得要件を設ける規定を整備するもので、地方税法第314条の2第2項に基づき、平成33年1月1日から適用するものでございます。

なお、所得割の納税義務者の取得要件ごとの基礎控除額は、表に記載のとおり、前年の合計所得金額が2,400万円以下で43万円、2,400万円を超え2,450万円以下で29万円、2,450万円を超え2,500万円以下で15万円、2,500万円を超える場合は、基礎控除額の適用はなしとなります。

第34条の6は、調整控除の規定でございます。前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者は、基礎控除が消失することに伴い、調整控除においても同様に前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合には適用しないよう規定を整備するもので、地方税法第314条の6に基づき、平成33年1月1日から適用するものでございます。

第36条の2は、市民税の申告の規定でございます。公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告の提出を不要とする規定を整備するもので、地方税法第317条の2第1項に基づき、平成31年1月1日から適用するものでございます。

資料の2ページに参ります。

第48条は、法人の市民税の申告納付の規定でございます。資本金1億円を超える法人等に対し、納税申告書及び添付書類の電子情報処理組織による提出を義務づける規定を整備するもので、地方税法第321条の8及び第326条に基づき、平成32年4月1日から適用するものでございます。

第92条は、製造たばこの区分の規定でございます。製造たばこの区分として新たに加熱式たばこの規定を設けるもので、地方税法第464条第2項に基づき、平成30年10月1日から適用するものでございます。

第92条の2は、市たばこ税の納税義務者等の規定でございますが、第92条の追加に伴い、条を繰り下げるもので、地方税法第465条に基づき、平成30年10月1日から適用するものでございます。

第93条の2は、製造たばことみなす場合の規定でございます。加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリン、その他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造たばことみなして、製造たばこの区分を加熱式たばことする規定を追加するもので、地方税法第466条の2に基づき、平成30年10月1日から適用するものでございます。

第94条は、たばこ税の課税標準の規定でございます。加熱式たばこの課税標準について、重量と価格による紙巻たばこへの換算方法により算定した本数の合計本数とする等の規定を整

備するもので、地方税法第467条に基づき、平成30年10月1日から適用するものでございます。

なお、この規定につきましては、5年をかけて5分の1ずつ段階的に移行することになるため、本条例第2条から第5条において、平成31年から平成34年までの10月1日より換算率を変更する改正規定を整備しております。

第95条は、たばこ税の税率の規定でございます。たばこの消費抑制を図り、国民の健康増進に資するため、たばこ税率が3段階で引き上げられることに伴い、税率を5,262円から5,692円に改めるもので、地方税法第468条に基づき、平成30年10月1日から適用するものでございます。

なお、段階的な引き上げについては、表に記載のとおり、平成32年10月1日から6,122円、平成33年10月1日から6,552円となり、それぞれ本条例第3条及び第4条において改正規定を整備しております。

第96条は、たばこ税の課税免除の規定でございます。第92条の追加に伴い規定を整備するもので、地方税法第469条に基づき、平成30年10月1日から適用するものでございます。

資料の3ページに参ります。

第98条は、たばこ税の申告納付の手續の規定でございます。第94条の改正において定義語を規定したことにより条文を整備するもので、地方税法第473条に基づき、平成30年10月1日から適用するものでございます。

附則第5条は、個人市民税の所得割の非課税の範囲等の規定でございます。給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振りかえに伴い、合計所得額を基準としている所得割非課税限度額を引き上げる規定を整備するもので、地方税法附則第3条の3第4項に基づき、平成33年1月1日から適用するものでございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定でございます。中小事業者等が取得した生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等に係る固定資産税の減額措置を講ずるため条文を追加するもので、地方税法附則第15条に基づき、生産性向上特別措置法の施行の日から適用するものでございます。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の規定でございます。租税特別措置法の改正に伴い、引用条文を整備するもので、地方税法附則第34条の2第6項に基づき、平成31年1月1日から適用するものでございます。

次に、歌志内市税条例の一部改正第2条関係から、資料4ページの第5条関係については、第1条で説明いたしました、たばこ税の課税標準や、たばこ税率の段階的な改正に伴う規定の整備のほか、当改正に伴う引用条文の整備でありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、資料4ページの下段をごらん願います。

第6条、歌志内市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第13号）の一部改正について御説明いたします。

平成27年改正の附則第6条は、市たばこ税に関する経過措置の規定でございますが、改正において講じた旧3級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置を平成31年9月30日まで延長する読みかえ規定等を整備するものであり、平成30年10月1日から適用するものであります。

以上で資料による説明は終わりました、本文の附則に戻ります。

附則第1条は、施行期日でございますが、これにつきましては、資料で説明いたしましたので省略させていただきます。

附則第2条から第9条は、市民税、市たばこ税に関する経過措置及び手持品課税に係る市たばこ税、手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置で、いずれも適用区分に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 2 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第28号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第28号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、平成30年度から国民健康保険について、北海道が財政運営の責任主体となったことに伴う課税額の定義を整備するほか、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）等の公布に伴い、基礎課税額の課税限度額を引き上げるとともに、低所得者に対する軽減措置を拡充するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料5ページをごらん願います。

第2条は、課税額の規定でございます。平成30年度から国民健康保険における財政運営の責任主体が北海道になったことに伴い、第1項の課税額の定義を改めるとともに、第2項において第1項の改正に伴う規定の整備のほか、地方税法施行令に定められている基礎課税額（医療分）の課税限度額が54万円から58万円に引き上げられたことにより、本市の課税限度額も同様に改めるものでございます。地方税法第703条の4及び地方税法施行令第56条の8



8の2に基づき、平成30年4月1日から適用するものでございます。

第4条は、国民健康保険の被保険者に係る資産割額の規定でございます。平成30年度より資産割を適用しない賦課方式に見直したことにより、規定を削除するものでございます。

第6条は、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の規定でございます。これは、第2条の改正に伴い、国民健康保険法の法令番号が本条より前に規定されたことから条文を整備するものでございます。

第8条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額の規定でございます。第4条と同様、平成30年度より資産割を適用しない賦課方式に見直したことにより、規定を削除するものでございます。

第25条は、国民健康保険税の減額の規定でございます。低所得者に対する軽減措置を拡充するため、5割と2割軽減の判定所得基準を引き上げるものでございます。5割軽減は被保険者の数に乗すべき金額を27万円から27万5,000円に引き上げ、2割軽減は被保険者の数に乗すべき金額を49万円から50万円に引き上げるものでございます。

例えば2人世帯の場合、5割軽減は、現行では所得が87万円以下の世帯が対象でありましたが、改正後は1万円引き上げられ88万円までの所得の世帯が対象になり、また2割軽減は、現行131万円以下の所得の世帯が対象でありましたが、改正後は2万円引き上げられ133万円までの世帯が対象となるものでございます。

地方税法第703条の5及び地方税法施行令56条の89の規定に基づき、平成30年4月1日から適用するものでございます。

第30条は、特例対象被保険者等に係る申告の規定でございます。マイナンバーによる情報連携により把握できる場合には、雇用保険受給資格証明書の提示が不要になることに伴い、規定を整備するものでございます。

以上で資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則第1項は、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則第2項は、適用区分でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 資料の5ページ目の中で聞きたいことがあります。

第2条で、54万円から58万円にということで改正されるということなのですが、歌志内では何世帯から何世帯ぐらい対象になるのか、お聞きしておきたいと思えます。

あと、25条のところで、低所得者に対して軽減措置が拡充されますよということで、5割、2割ということで数字が出されております。これも同じように、何世帯から何世帯ぐらいまでに拡充になるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 2条の課税限度額の改正の関係でございます。医療費増加が見込まれる中で、高所得者や低所得者など所得階層別の負担が公平になるように改正ということで4万円の引き上げでございます。これの影響といたしまして、医療分で3世帯、後期分で1世帯でございます。

続きまして25条、税の軽減の関係でございます。影響の世帯数でございますけれども、2割軽減から5割軽減になるのが1世帯減ります。ですけれども、全く軽減を受けられていない

方が2割軽減に上がるということで、2世帯がふえるという影響でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 数字的にはそんなに多くない世帯だと思うのですが、今答弁いただいた世帯の方々にはどのような形で、お知らせだとかそういった形のものはどういうふうに考えているのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 改正については広報等で周知する予定です。それで、納付書が行きますので、その中で、特にあなたはどうですということは説明はありませんけれども、当然その中で、広報等で周知した分が反映されて減額なりされているということになるということでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

## 閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、平成30年歌志内市議会第2回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前10時34分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      湯    浅    礼    子

署名議員      女    鹿            聡